

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院第2期中期計画の変更について

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）の第2期中期計画について、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、平成27年6月1日付で法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、法第26条第3項の規定に基づき、当評価委員会に意見を求める。

前 提

- ・平成27年第1回評価委員会において積立金の繰越にかかる意見を聴取し、医療サービスの質的向上を目的とした処分について知事の承認を得た（法第40条第5項、法施行細則第13条）。
- ・法人の平成26年度決算により積立金の額は1,930,195,953円となり、全額を病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる予定。

中期計画変更の概要

- ・法人の第2期中期計画は平成27年3月24日に知事の認可を得ているが、法人が病院施設の整備、医療機器の購入等のために積立金を使用するには、中期計画の中に積立金の使途を記載する必要がある（法第40条第4項）。

中期計画変更(案)

- ・法人の第2期中期計画に「9-6 積立金の使途」として記載する。
※資料⑩－(多)のとおり

【参考】積立金の使途

築30年以上を経過し、老朽化・狭あい化の著しい中央診療棟の再整備事業に充当する。

今後の手続き

- ・12月議会で中期計画変更（案）を議決（法第83条第3項）
- ・知事が中期計画変更の認可（法第26条第1項）